

中間貯蔵施設 — 核の永久的なゴミ捨て場／原発延命のため 各地から中間貯蔵施設に反対を

関西電力の岩根社長は11月23日、福井県知事に対し、使用済核燃料中間貯蔵施設の県外立地について「2018年には具体的な計画地点を示す」と表明した。これは、知事が大飯3・4号再稼働同意にあたり「できるだけ具体化してほしい。関電は再稼働にあたって答えを示す必要がある」と求めていたことに応じたものだ。関電はこれまで「2020年頃に計画地点確定、2030年頃に操業開始」（使用済燃料対策推進計画(2015.11)）としていた。この計画は変わらないとするが、知事の同意を取り付けるため、関電は踏み込んだ方針を示した。地点の公表は「立地地点の理解を得た上で行う。公表後に協議、調査し、2020年時点で立地の申し入れをする」としている。

京都府等が立地反対の姿勢を示しており、現状、関電は候補地を挙げることはできていない。しかし、関電はこの4年間で延べ7000回、福井県外の管内中心に自治体や地域団体等に訪問説明を行ってきたとしている。今回の表明を受け、より強硬に進めていくに違いない。関電社長は27日、「県外立地について、ありとあらゆる可能性がある。管内は当然のことながら、管外も含めてやっていく」と述べた（関電管内：京都府・大阪府・滋賀県・兵庫県（一部地域除く）・奈良県・和歌山県・福井県（美浜町以西）・三重県（一部地域）・岐阜県（一部地域））。

世耕経産相は26日、知事に対し「国も積極的に関与する。事業者全体で連携、協力し対策を加速させるよう強く求めている」と述べ、国としても立地に向け動きを強める姿勢を示した。

「もんじゅ」は廃炉が決定し、六ヶ所再処理工場も本格稼働の見通しはなく、核燃料サイクルは破綻している。中間貯蔵施設は、核の永久的なゴミ捨て場であり、原発延命のためのものだ。中間貯蔵施設をどこにも作らせてはならない。受け入れを拒否するよう求める自治体への申し入れ等を通じ、中間貯蔵施設を阻止していこう。

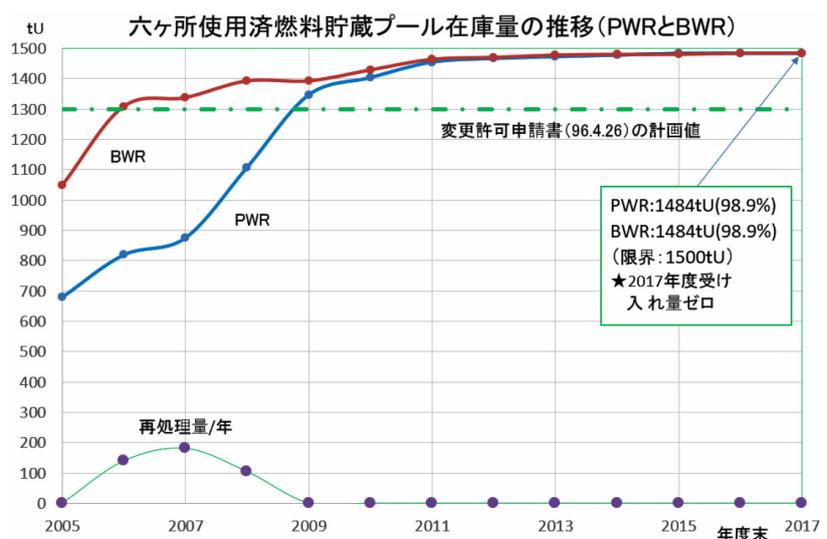
■稼働を続ければ高浜・大飯原発のプールはあと7年しかもたない

関電・国が中間貯蔵施設立地を急ぐ背景には、高浜・大飯原発等の使用済燃料プールの逼迫、六ヶ所再処理工場の稼働が見通せず、同工場の使用済燃料プールも満杯となっており、これ以上の受け入れができないという状況がある。使用済燃料の行き場が確保されなければ、原発の稼働はできなくなる。このことは、福島原発事故前から大問題となっていたが、再稼働を進めるにあたり、改めて浮上してきた。

六ヶ所の使用済燃料プールは、2009年の時点でPWR、BWR共に保管上限の1300トンUを超え、現在、全容量

1500トンUの98.9%にも達している（上図。トンU：燃料が未使用状態の時のウラン重量）。

一方、六ヶ所へこれ以上の搬出ができない下で、各原発のプールは空き容量が少なくなっている。高浜・大飯原発のプールの貯蔵量は現在、管理容量の7割を超えている。継続的に稼働



した場合、両原発とも約7年で管理容量を超えることになる。玄海原発は8割を超え、約4年しかもたない(下表)。

このような中、政府は「使用済燃料対策は喫緊の課題」とし、対策を進めるため、2015年10月に「アクションプラン」を出し、これに基づき、各電力会社は「使用済燃料対策推進計画」を策定した。当面の対策として、東電・柏崎刈羽原発、日本原電は2018年後半操業予定とする「むつ中間貯蔵施設」(容量3000トンU)へ。九電・玄海原発はリラッキング(容量480トンU増)、

発電所	貯蔵量(トン)	管理容量(トン)	継続的に稼働した場合、管理容量を超過するまでの年数
高浜	1220	1730	6.8
大飯	1420	2020	7.3
美浜	470	760	19.3
玄海	900	1130	3.8
浜岡	1130	1300	2.3
柏崎刈羽	2370	2910	3.1
東海第二	370	440	3.1

等。これらにより、2020年頃に事業者全体として4000トンU程度の対策を目指すとしている。一方、関電の目論む中間貯蔵施設は2030年頃操業予定としているため、原発の稼働を続ければ操業のはるか前にプールは満杯になる。このため、関電はサイト内乾式貯蔵も狙ってくる可能性がある。

政府も、シンポ・見学会の開催、プール貯蔵よりも乾式貯蔵を優遇する交付金制度の施行をしている(2016年度より。例えば、貯蔵能力1トン当たり：プール貯蔵は17万円/乾式貯蔵は40万円)。乾式貯蔵等での貯蔵能力増強を推進している。

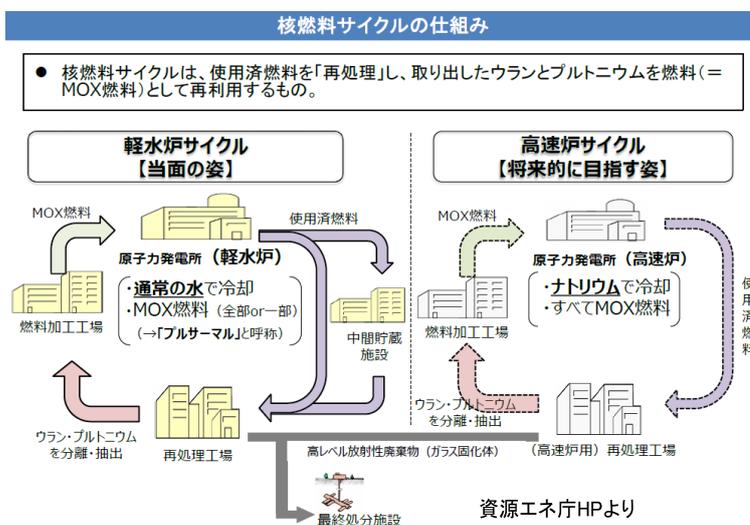
■貯蔵期間「30～50年」を経ても搬出の見通しなし。核の永久的なごみ捨て場となる

関電は、中間貯蔵施設における貯蔵期間を「約30～50年間」*1としている。しかし、50年経っても搬出先ができる見通しは全くない。

政府は、中間貯蔵施設では「六ヶ所再処理工場の能力を超える分を当面貯蔵」(核燃料サイクルの現状について(2015.7資源エネ庁))とするし、搬出先は同工場とは別の高速炉サイクルの再処理工場としてきた。「もんじゅ」が廃炉となり、六ヶ所再処理工場の稼働の見通しすら全くない中で高速炉用の再処理工場の建設など夢に過ぎない。

そのためか、現在の資源エネ庁HP*2では、中間貯蔵施設からは軽水炉サイクルの再処理工場に搬出されるようになっている(下図)。しかし、資源エネ庁が8、11月に、大飯3・4号再稼働にあたり京都府・滋賀県の協議会等に説明した際の同様の図では、中間貯蔵施設自体が存在していない。

核燃料サイクルが破綻する中、中間貯蔵施設や新たな再処理工場の位置付けは極めて不透明であり、搬出先となる再処理工場が作られる見通しは全くない。中間貯蔵施設が核の永久的なごみ捨て場になることは明白だ。関電はパンフ*1で搬出先を小さな字で六ヶ所村の再処理工場と書き、



*1 パンフ「リサイクル燃料貯蔵センター」(2016.3 関西電力)

http://www.kepco.co.jp/energy_supply/energy/nuclear_power/shikumi/pdf/cycle_pamphlet.pdf

*2 核燃料サイクルの仕組み http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/001/pdf/001_03_001.pdf

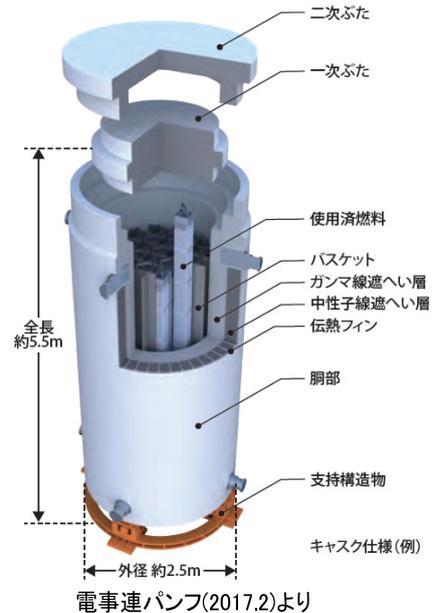
搬出先が存在するかのような虚偽の宣伝をしており、悪質だ。

■蓋を開けて点検・修理できない - 安全は全く保証されない

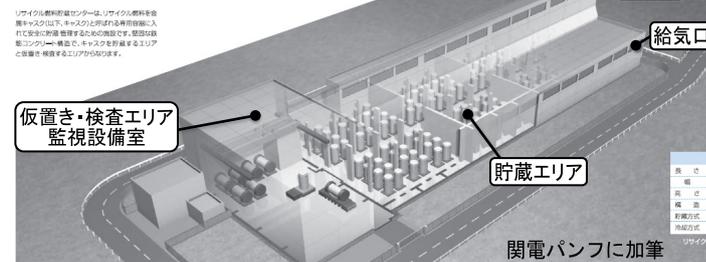
中間貯蔵では、金属キャスク（容器）1個あたり20数本の燃料集合体を収納、蓋をして貯蔵する。関電の計画では使用済燃料2000トンU（キャスク200個程度に相当）を貯蔵するとしている。例えば大飯3号約22基分に相当する膨大な量だ。

関電は、金属キャスクの機能により、放射能を閉じ込め、除熱し、放射線を遮蔽し、臨界を防止、また、電気や水を使わずに建屋内の空気の自然の流れで冷却すること等により、安全が確保されるとしている。しかし「30～50年」で搬出されるにしても、その間、安全が保証されるとは到底言えない。

旧基準でもそうであったが、新規基準においても、金属キャスクは、閉じ込め機能を維持するため、原発サイトで使用済燃料を入れた後、中間貯蔵施設から搬出先に行くまで蓋等を開けないとしている。一方で、安全機能を確認・維持するための検査・修理ができるものでなければなら



リサイクル燃料貯蔵センターの概要



ないとしている。しかし、長期貯蔵中に燃料の被覆管が損傷していないか、地震により臨界防止のためのバスケットの形状が崩れていないか等々を見ることもできないのだ。放射能が漏れ出た場合も、中を確認せず、蓋を追加装着することで対応するようになっている。

さらに、基準では「設計貯蔵期間を通じてバスケットの構造健全性が保たれる設計であること」「空間を負圧に維持できる設計であること」等を求めているが、「設計貯蔵期間」は「設計にあたり想定する最大の期間」とするだけで何年なのか明示されていない。

■どこにも中間貯蔵施設を作らせない

京都府は11月27日、避難計画を案ずる関西連絡会等の申し入れに対し「府内での設置に反対している姿勢は一貫して変わっていない。府内のどこにも設置させない」と回答した。舞鶴市長や宮津市議会が中間貯蔵施設に反対する中で、2年前に関電に対し府内建設を拒否した姿勢に変わりないことを示した。

和歌山県では、関電は御坊市で文献調査等を進め中間貯蔵施設立地を狙ってきた。白浜町日置川には関電職員2名がまだ常駐している。和歌山県知事は中間貯蔵施設について、2016年1月19日の会見で「打診はありえない」「南海トラフ地震があるため、あまり適地ではない」と述べている。高レベル廃棄物処分場についても、京都と和歌山の知事は受け入れない姿勢を示している。

関西各自治体に中間貯蔵を拒否するよう求め、どここの自治体も受け入れない状況を作っていく。原発再稼働も中間貯蔵施設立地も阻止していく。

